

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年 2 月 22 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 2 号

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="256 898 355 931">附 則</p> <p data-bbox="167 1032 376 1066">1・2 （略）</p> <p data-bbox="161 1093 778 1189"><u>（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u></p> <p data-bbox="167 1211 778 1944">3 <u>平成31年4月1日前に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町又は岬町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの（企業長の求めにより職員となったものに限る。）について、職員の分限に関する条例（昭和32年泉南市条例第20号）、職員の分限に関する条例（昭和47年阪南市条例第17号）、豊能町職員分限条例（昭和26年豊能町条例第50号）、忠岡町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和26年忠岡町条例第27号）、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和26年田尻町条例第40号）又は職員の分限に関する条例（昭和63年岬町条例第1号）の規定によりなされた分限の処分、手続き及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。</u></p>	<p data-bbox="900 898 999 931">附 則</p> <p data-bbox="810 1032 1019 1066">1・2 （略）</p>

第 2 条 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年(非常勤職員(法第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)にあっては、1年)を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成32年4月1日から施行する。